

別表 保険給付外の診療に係る諸料金 第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1)	
(23) 交流電場腫瘍治療システ	3,088,800
ム・オプチューンに係る料金(1	(102, 960)
月につき)	
ただし、使用開始日から起算	
して1月以内に使用を終了した	
場合は、使用日数にかかわらず	
1月の金額とする。使用開始日	
から起算して1月経過した日以	

別表 保険給付外の診療に係る諸料金 第1表 医科諸料金

この規程は、平成29年5月16日から施行する。

区分	金額(円)
(1) (同 左) (22)	

後も使用を継続する場合におい て、使用終了日の属する使用期			
間が1月に満たない場合には、			
当該1月に満たない使用期間の			
料金は、使用日数に括弧内の金			
額を乗じた金額とする。			
(24) 卵巣組織凍結保存料		(23) 卵巣組織凍結保存料	
卵巣組織凍結保存料(IVM	170, 316	卵巣組織凍結保存料(IVM	170, 316
卵子培養あり) 1 年間		卵子培養あり) 1 年間	
卵巣組織凍結保存料(IVM	130, 464	卵巣組織凍結保存料(IVM	130, 464
卵子培養なし) 1 年間		卵子培養なし)1年間	
卵巣組織凍結保管更新料	7, 344	卵巣組織凍結保管更新料	7, 344
1年間		1年間	
(25) 精子凍結保存料		(24) 精子凍結保存料	
精子凍結保存料 1年間	20, 520	精子凍結保存料 1年間	20, 520
精子凍結保管更新料 1年	7, 344	精子凍結保管更新料 1年	7, 344
間		間	
		(25) 家族性腫瘍パネル検査(1回	
		<u>につき)</u>	
		<u>Vista Seq 家族性腫瘍パネ</u>	<u>118, 800</u>
		ル検査	
第2表 歯科諸料金 (略)		第2表 歯科諸料金 (同 左)	